

電子提供措置の開始日2025年5月2日

第24期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

株主資本等変動計算書
個別注記表

(2024年3月1日から2025年2月28日まで)

フォルシア株式会社

株主資本等変動計算書

(2024年3月1日から)
(2025年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	50,000	50,000	50,000
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行	186,679	186,679	186,679
当 期 純 利 益			
当 期 変 動 額 合 計	186,679	186,679	186,679
当 期 末 残 高	236,679	236,679	236,679

(単位：千円)

	株 主 資 本		純 資 産 合 計	
	利 益 剰 余 金			
	その他利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計		
	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	1,334,105	1,334,105	1,434,105	
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行			373,359	
当 期 純 利 益	131,697	131,697	131,697	
当 期 変 動 額 合 計	131,697	131,697	505,056	
当 期 末 残 高	1,465,802	1,465,802	1,939,161	

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

…定率法

ただし、建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6～15年

工具、器具及び備品 4～15年

無形固定資産

…定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては
社内における利用可能見込期間（3～5年）
に基づく定額法を採用しております。

2. 重要な引当金の計上基準

受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が
高く、その損失額を合理的に見積もることができる受注契約に
係る当該将来損失見込額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社は、デジタルビジネスプラットフォーム事業を行っており、履行義務はソフ
トウェア開発及び保守運用サービスを納品、提供することあります。

ソフトウェア開発については、開発の進捗に伴って顧客に成果が移転することか
ら、一定の期間にわたり履行義務を充足すると判断し、履行義務の充足に係る進捗
度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法
は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。な
お、進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収する
ことが見込まれる場合は、原価回収基準により収益を一定の期間にわたり計上してお
ります。

保守サービス等の契約期間にわたり役務提供を行う契約においては、期間の経過
にともない一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間にわたり
均等に収益を認識しております。

なお、概ね検収完了月若しくは役務提供月の翌月末支払いであり、重要な金融要
素は含まれておりません。

(会計上の見積りに関する注記)

プロジェクト総原価の見積りに基づくインプット法による収益認識及び受注損失引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る売上高（期末時点で進行中の金額） …… 242,468千円

受注損失引当金…… 一千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 見積りの算出方法

当社では、ソフトウェア開発については、開発の進捗に伴って顧客に成果が移転することから、一定の期間にわたり履行義務を充足すると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しており、ソフトウェア収益総額にソフトウェア開発案件の進捗率（発生原価 ÷ 見積総原価）を乗じて売上高を計上しております。また、当事業年度末における受注制作のソフトウェア開発のうち、原価総額が収益総額を超過する可能性が高く、かつ、当該損失額を合理的に見積ることができる場合、損失額を受注損失引当金として計上しております。

② 見積りの算出に用いた主要な仮定

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る売上高及び受注損失引当金の算定に係る重要な見積りは見積総原価であり、その見積総原価における主要な仮定は、ソフトウェア開発の作業内容にともない発生が見込まれるソフトウェア開発人員の工数及び外注費等が挙げられます。

③ 重要な会計上の見積りが翌事業年度の計算書類に与える影響

総原価の見積りはソフトウェア開発の進行に応じて適時、適切に見直しを行いますが、契約ごとに個別性が高く、顧客からの要請の高度化・複雑化や開発段階でのシステム要件の変更、納期の変更等により、見積総原価が変動することがあります。翌事業年度以降、当該見積総原価の見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

該当事項はありません。

(損益計算書に関する注記)

顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「(収益認識に関する注記) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数
普通株式 1,231,900株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、敷金償却、未払事業税、減損損失であります。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等及び安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については自己資本の充実を図り借入に依存しない経営を行う方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金は、本社オフィスの賃貸借契約によるものであり、差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部門及び経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金については、その差入先に対する信用リスクについては、賃貸借契約締結前に信用状況を調査・把握する体制としております。

当期の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金及び未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
敷金※	105,337	103,659	△1,677
資 産 計	105,337	103,659	△1,677

※「貸借対照表計上額」については、最終的に回収が見込めない金額（資産除去債務の未償却残高）2,171千円を控除しております。

(注) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金及び預金	1,230,480	—	—	—
(2) 売掛金	292,794	—	—	—
(3) 敷金	—	105,337	—	—
合 計	1,523,274	105,337	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産

当事業年度（2025年2月28日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	103,659	—	103,659
資産計	—	103,659	—	103,659

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

敷金

敷金の時価については、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 1,574円12銭

1株当たり当期純利益 126円72銭

(注) 当社は2024年8月31日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
ソフトウェア開発	1,235,293
保守運用・ライセンスその他	1,074,926
顧客との契約から生じる収益	2,310,220
外部顧客への売上高	2,310,220

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

- ① 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高

(単位：千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	153,069	292,794
契約資産	156,150	242,468
契約負債	1,760	1,760

- ② 当事業年度中の契約資産及び契約負債の残高の重要な変動がある場合のその内容

該当事項はありません。

- ③ 履行義務の充足の時期が通常の支払時期にどのように関連するのか並びにそれらの要因が契約資産及び契約負債の残高に与える影響の説明

契約資産は、ソフトウェア開発に係る請負契約において、期末日時点で一部の履行義務を果たしておりますが、まだ請求していない財又はサービスに係る対価に対する権利に関連するものです。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、請負契約に基づく履行や継続して提供するサービスに先立ち受領した前受金であり、収益の認識にともない取り崩されます。

当事業年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた金額は1,760千円であります。また、当事業年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額は13,465千円であり、今後1年以内に収益を認識すると見込んでおります。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）第80-22項(1)及び(2)の定めを適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約及び履行義務の充足から生じる収益を適用指針第19項に従って認識しているサービス利用契約等については、注記の対象に含めておりません。